

社会福祉法人しらかみ長寿会

特別養護老人ホームあおば 運営規程

第1条（施設の目的）

社会福祉法人しらかみ長寿会が開設する特別養護老人ホームあおば（以下「施設」という。）が行なう地域密着型介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業員が、要介護状態にある高齢者（以下「入居者」という。）に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

1. 施設の従業者は、可能な限り、入所者の居宅における生活の復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るようすることを目指すものとする。
2. 施設は、入居者の意思及び人格を十分に尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。
3. 施設は、できる限り明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設及び保険医療サービス、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 事業所は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。
6. 前5項のほか、「能代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年能代市条例第22号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（施設の名称等）

事業を行なう施設の名称及び住所地は、次のとおりとする。

1. 名 称 特別養護老人ホーム あおば
2. 所在地 秋田県能代市青葉町5-16

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤兼務）

施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

- (2) 医師 1名（非常勤専従）

入居者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名以上（常勤専従、常勤兼務）
施設入居の申込み及び相談業務等を行う。
- (4) 看護職員 2名以上（常勤専従、常勤兼務）
入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。
- (5) 介護職員 13名以上（常勤専従、常勤兼務、非常勤専従）
入居者に対する日常のお世話等必要な介護業務を行う。
- (6) 栄養士 1名（常勤専従）
入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名（常勤兼務）
施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行う。

第5条（入居定員）

1. 施設の利用者定員は、29名とする。
2. ユニット数は、3ユニットをもって構成される。
尚、各ユニットの定員は、10名（2ユニット）、9名（1ユニット）とする。

第6条（入居者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

1. 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。
 - ① 入浴・清拭等による清潔の保持
 - ② 食事、排泄、離床、着替え、整容等日常生活上の世話
 - ③ 相談及び援助
 - ④ レクリエーション、行事等の教養娯楽
 - ⑤ 必要な行政機関への手続きの援助等、社会生活上の便宜の供与
 - ⑥ 機能訓練
 - ⑦ 健康管理
 - ⑧ 栄養管理
 - ⑨ 口腔衛生の管理
 - ⑩ その他必要な介護老人福祉施設サービスの提供
2. 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
3. その他の費用として、入居者からの費用の額の支払いを受ける内容は、次のとおりとする。
 - ① 居住費の支払いを受ける。居住費については別紙「重要事項説明書」による。
 - ② 食費の支払いを受ける。食費については別紙「重要事項説明書」による。
 - ③ その他の費用として、利用者から別紙「重要事項説明書」の支払いを受ける。
4. 第2項から第3項の費用の支払いを受ける場合は、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名、押印）を受けることとする。

第7条（施設の利用にあたっての留意事項）

- 施設を利用するにあたって、入居者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、また暴力行為その他、他の入居者に迷惑を及ぼす言動を行なってはならないものとする。
- 外出、外泊を行なう際には、必ず外出簿に必要事項を記入すること。
尚、安全のため家族等または職員が付き添うことを原則とする。

第8条（損害賠償）

入居者に対するサービス提供において、施設が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なうものとする。

第9条（非常災害対策）

- 施設は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。
- 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行なうものとする。
その他、緊急連絡網の整備と地元消防署との連携強化を図る。
- 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第10条（衛生管理等）

- 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

第11条（地域との連携等）

- 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。
- 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね

2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第12条（緊急時等における対応方法）

施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第13条（事故発生の防止及び発生時の対応）

1. 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
3. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
4. 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第14条（虐待防止に関する事項）

1. 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（身体拘束）

1. 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者

又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

3. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第16条（業務継続計画の策定等）

1. 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第17条（その他の施設の運営に関する重要事項）

1. 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する
 - (1) 内部研修 個々の職員及び職員 全体等に対して、管理者、管理職及び外部講師による研修
 - (2) 外部研修 行政及び全社協、県社協、県老人ホーム協会等が主催する各研修会への参加
 - (3) 各研修内容等は、事業所と管理者が決定する。
 - (4) 上記の研修を年間事業計画に盛り込むものとする。
2. 施設は、従業者の資質向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の整備を行なうものとする。
 - (1) 内部研修 個々の職員及び職員 全体等に対して、管理者、管理職及び外部講師による研修
 - (2) 外部研修 行政及び全社協、県社協、県老人ホーム協会等が主催する各研修会への参加
 - (3) 各研修内容等は、事業所と管理者が決定する。
 - (4) 上記の研修を年間事業計画に盛り込むものとする。
3. 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨従業者との雇用契約内容に盛り込むものとする。
5. 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人しらかみ長寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成24年3月15日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月15日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。